**門川ブランド推進会議推奨品認定申請に係る誓約書**

門川ブランド推進協議会推奨品認定を受けるにあたり、門川ブランド認定要項を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

１ 推奨品の生産、製造又は販売を通じて、積極的に情報発信を行い、門川町のイメージ向上に繋げるよう努めます。

２ 推奨品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。

３ 推奨品の品質、流通、販売等において事故・苦情等の問題が生じたときは、当方がその
責任を負います。

４ 使用の限定について

　　推奨認定後、当方は下記の範囲での使用を受容します。

（１）使用できるもの

ア ロゴをシールやＨＰへの貼り付け等

イ　商品名やＦＣＰシートへの活用

（２）使用の機会

ア 小売・業務等への商品への展開

イ　小売・業務等の売り場でのＰＯＰ等での訴求

ウ　展示会での活用

エ　飲食店

※但し、どのような場所で使用するかについてはあらかじめお知らせください。

（３）当推進協議会としての使用の意向

ア 展示会でのバナー、ポスター、腰巻等

イ　小売での売り場で、群としての門川ブランドの打ち出し

ウ　町のＨＰ、ふるさと納税ページでの活用

（４）使用の権利・義務の譲渡・承継について

この認定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡、または承継をしない。

※ただし、あらかじめ書面による届出と承諾を得た場合は、この限りはありません。

５ 認定の解除、処分

　　当方は、下記のいずれかに該当する事実や行為が認められた際、推奨認定の解除及び、いかなる処分も受容します。

（１）認定申請書内に虚偽の記述があったとき。

（２）正当な理由なく、当推進会議の指示に従わないとき。

（３）事業者が次のいずれかに該当するとき。

ア　事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。

以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

令和 年 月 日

門川ブランド推進会議　会長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名 ㊞